

# 田川地区消防組合の消防吏員の任用に関する規則

〔平成 18 年 7 月 18 日〕  
〔組合規則第 10 号〕

改正 平成 18 年 11 月 21 日組合規則第 12 号 平成 21 年 3 月 26 日組合規則第 3 号

福岡県田川地区消防組合職員任用規則（昭和 59 年規則第 4 号）の全部を改正する。

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 任用の一般的基準（第 3 条・第 4 条）
- 第 3 章 採用（第 5 条 第 7 条）
- 第 4 章 昇任（第 8 条 第 14 条）
- 第 5 章 採用候補者（第 15 条 第 20 条）
- 第 6 章 雑則（第 21 条 第 23 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この規則は、田川地区消防組合の消防吏員の任用に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （用語の定義）

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 採用 現に消防吏員でないものを、消防吏員に任命することをいう。
- (2) 昇任 消防吏員を、現に有する階級より上位の階級に任命することをいう。
- (3) 降任 消防吏員を、現に有する階級より下位の階級に任命することをいう。

2 前項の採用、昇任及び降任には臨時的任用は含まないものとする。

### 第 2 章 任用の一般的基準

#### （採用及び昇任の方法）

第 3 条 消防吏員の採用及び昇任は、第 7 条及び第 13 条の規定により選考によることができる場合を除き、競争試験によるものとする。

2 競争試験による消防吏員の採用は、採用候補者名簿に記載された者のうちから行わなければならない。

3 採用候補者名簿作成の日から 3 箇月を経過した日以後においては、身体検査を再度行い、これに合格した者でなければ採用することができない。

#### （試験の種類）

第 4 条 競争試験の種類は、消防吏員を採用するための競争試験（以下「採用試験」という。）及び消防吏員を昇任させるための競争試験（以下「昇任試験及び選考試験」という。）とする。

### 第 3 章 採用

(採用試験の受験資格等)

第5条 採用試験の受験資格は、別表第1に定めるとおりとする。

2 採用試験を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を所定の期日までに提出しなければならない。この場合、当該書類が受理された者でなければ採用試験を受けることができない。

(1) 福岡県田川地区消防組合消防吏員採用試験申込書(様式第1号)

(2) 健康診断書(様式第2号)

(採用試験の方法等)

第6条 採用試験による職務の遂行に必要な能力の判定方法は、筆記試験、口述試験、体力検査及び身体検査により行わなければならない。

2 採用試験を行う場合には、その試験に係る職種、給与、受験資格、試験科目、期日、場所及び受験手続その他必要な事項を公告しなければならない。

(選考による採用)

第7条 次の各号の一つに該当するときは、選考により採用することができる。

(1) 現に国家公務員又は他の地方公共団体の職についている者を、その者が現についている職と同等以下であると認められる階級に任用する場合

(2) 特殊な専門的知識又は技術を必要とする職で、前号に該当しない階級に任用する場合

#### 第4章 昇任

(昇任試験及び選考試験)

第8条 昇任試験は、消防士長昇任試験及び消防司令補昇任試験とする。

2 選考試験は、消防司令補選考試験とする。

(昇任試験及び選考試験の受験資格等)

第9条 消防士長昇任試験の受験資格は、当該昇任試験を実施する年度の4月1日現在、消防士としての勤務期間が5年以上の者とする。ただし、大学卒の者は2年、短大卒の者は1年を限度に短縮することができる。

2 消防司令補昇任試験の受験資格は、当該昇任試験を実施する年度の4月1日現在、消防士長としての勤務期間が7年以上の者又は消防士長としての勤務期間が5年以上、かつ、満35歳以上の者とする。

3 消防司令補選考試験の受験資格は、当該選考試験を実施する年度の4月1日現在、消防士長で満45歳以上の者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、2年を限度に短縮することができる。

(1) 救急救命士の実務経験が5年以上ある者

(2) 「消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」(平成17年消防庁告示第13号)第4条各号に掲げる予防技術検定の区分のいずれにも合格し、かつ、予防技術資格者認定証の交付を受けた者で、当該選考試験を実施する年度の4月1日現在、最初に予防技術資格者認定証の交付を受けた後の予防実務経験が3年以上ある者

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、昇任試験及び選考試験を受験することができない。

- (1) 懲戒処分を受けた者のうち戒告処分にあつては当該処分の日から6月、減給処分にあつては当該処分の日から1年、停職処分にあつては当該処分の日から2年を経過しない者
- (2) 降任の日から2年を経過しない者
- (3) 心身の故障のため、休務又は休職を命ぜられている者

(昇任試験及び選考試験の方法等)

第10条 消防士長昇任試験による職務の遂行に必要な能力の判定方法は、別表第2に定めるとおりとする。

2 消防司令補昇任試験による職務の遂行に必要な能力の判定方法は、別表第3に定めるとおりとする

3 消防司令補選考試験による職務の遂行に必要な判定方法は、別表第4に定めるとおりとする。

4 昇任試験及び選考試験を受けようとする者は、その旨を所属長を通じて総務課長に申し出なければならない。

5 前項の申し出を受けた総務課長は、受験者名簿(様式第3号)を作成し消防長に報告しなければならない。

(合格者の決定)

第11条 昇任試験合格者及び選考試験合格者は、補職の数等を考慮して、高得点順に決定する。

2 昇任試験合格者及び選考試験合格者には、合格証書(様式第4号)を交付する。

(第1次試験の免除)

第12条 第9条第2項の規定により消防司令補昇任試験の受験資格を有する者で前年度の当該昇任試験において、第1次試験に合格した者のうち第2次試験に合格しなかった者は、別表第3に定める第1次試験を免除する。

(選考による昇任)

第13条 職員を選考により消防副士長又は消防士長に昇任させるには、次の各号の定めるところによる。

- (1) 消防副士長 消防士として10年以上勤務し、成績が良好な者
- (2) 消防士長 消防副士長として10年以上勤務し、成績が良好な者

2 職員を消防司令、消防司令長又は消防監に昇任させるには、選考によるものとする。

(昇任の特例)

第14条 次の各号の一つに該当するときは、当該各号の定めるところにより特に昇任させることができる。

- (1) 公務のため死亡したとき 2階級
- (2) 公務のため負傷し職務を遂行することができないまでに著しい障害の状態になったとき 1階級

## 第5章 採用候補者

(合格者の決定)

第15条 採用試験合格者は、採用予定人員数を考慮して高得点順により決定する。

2 採用試験合格者にあつては、公告すると共に本人に通知する。

(採用候補者名簿)

第16条 採用候補者名簿には、採用試験合格者の氏名及び得点をその得点順に記載したものと  
とする。

2 消防長は、採用試験合格者を決定したときは、遅滞なく、採用候補者名簿(様式第5号)  
を作成しなければならない。

3 採用候補者名簿の管理は消防長が行うものとする。

(名簿からの削除)

第17条 消防長は、採用候補者名簿に記載された者が次の各号の一つに該当する場合には、  
当該名簿に記載された者を当該名簿から削除することができる。

- (1) 消防吏員に任命された場合
- (2) 採用に関して消防長からの照会に応答しない者
- (3) 心身故障のため職務遂行に支障があり又は耐えることができないことが明らかな場合
- (4) 職務遂行に必要な適格性を欠くことが明らかな場合
- (5) その他消防長が定める場合

第18条 消防長は、採用候補者名簿に記載された者が次の各号の一つに該当する場合には、  
当該名簿に記載された者を当該名簿から削除するものとする。

- (1) 採用試験の受験資格を欠いていることが明らかとなった場合。
- (2) 採用試験の受験申し込み又は当該試験において、虚偽又は不正の行為をし若しくはしよ  
うとしたことが明らかとなった場合
- (3) その他消防長が定める場合

(名簿への復活)

第19条 消防長は、第17条の規定により採用候補者名簿から削除した者から当該名簿への復  
活を申し出があった場合において、復活すべき相当の理由があると認めるときは、当該削除  
した者を当該名簿へ復活することができる。

(名簿の失効)

第20条 消防長は、採用候補者名簿に記載している期間が経過したときは、当該名簿を失効  
させる。

## 第6章 雑則

(秘密の保持)

第21条 採用試験並びに昇任試験及び選考試験の実施に従事する者(以下「試験従事者」と  
いう。)は、当該試験に関する秘密を保持しなければならない。

(受験の拒否等)

第22条 試験従事者は、採用試験並びに昇任試験及び選考試験に関し、次の各号のいずれか  
に該当する者については、当該試験を受けさせず若しくは当該試験の実施場所から退場を命  
ずることができる。

- (1) 不正の手段により当該試験を受け又は受けようとした者
- (2) この規則に違反した者
- (3) その他当該試験の適正な実施を妨げた者

2 前項各号の一つに該当する者については、既に受けた当該試験を無効とする。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、採用試験並びに昇任試験及び選考試験の実施に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成18年組合規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(昇任試験及び選考試験の受験資格の特例)

2 この規則の施行日以前に改正前の田川地区消防組合の消防吏員の任用に関する規則(以下「任用規則」という。)第9条第2項の規定により、受験資格を有する者は、改正後の任用規則第9条第2項の受験資格を有するものとする。

3 任用規則第9条第3項に規定する受験資格年齢については、平成17年度以前の消防士長昇任試験合格者(選考による消防士長は除く。)は、4年を限度に短縮することができる。

別表第1（第5条関係）

採用試験の受験資格

- (1) 学 歴 高等学校卒業（見込みを含む。）又は同等以上の学力を有する者
- (2) 身体的条件
  - ア 視 力 （矯正視力を含む。）両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。
  - イ 聴 力 正常であること。
  - ウ その他 職務遂行に支障のない身体であること。
- (3) 年齢等 18歳以上25歳未満の者で、日本国籍を有する者

別表第2（第10条関係）

消防士長昇任試験

試験区分	試験科目	内 容	そ の 他
第1次試験	論文	職責・倫理	一部を変更し、又は省略することがある。
	関係法規	憲法 行政法 消防組織法 消防法 地方公務員法	
	警防	火災防ぎょ 防災 救急 安全管理 機械・水利	
	予防	建築 査察 危険物 火災調査 火災予防 広報	
	消防関連知識	上記以外で、消防財政等の諸制度、消防実務、消防情勢等消防全般に関する一般的知識。	
第2次試験	実科試験	点検、訓練礼式、消防操法、部隊指揮法	一部を変更し、又は省略することがある。
第3次試験	口述試験	実務能力及び人物について客観的に評価する。	

別表第3（第10条関係）

消防司令補昇任試験

試験区分	試験科目	内 容	そ の 他
第1次試験	論文	職責・倫理	一部を変更し、又は省略することがある。
	関係法規	憲法 行政法 消防組織法 消防法 地方公務員法 地方自治法	
	警防	火災等の防ぎよ 防災 救急 安全管理	
	予防	建築 査察 危険物 火災調査 火災予防 広報	
	消防関連知識	上記以外で、消防財政等の諸制度、消防実務、消防情勢等消防全般に関する一般的知識。	
	実科試験	点検、訓練礼式、消防操法、部隊指揮法	一部を変更し、又は省略することがある。
第2次試験	筆記試験	論文	
	口述試験	実務能力及び人物について客観的に評価する。	

別表第4（第10条関係）

消防司令補選考試験

試験区分	試験科目	内 容
1次試験	筆記試験	論文

様式第1号(第5条関係)

福岡県田川地区消防組合消防吏員採用登録試験申込書

( 年 月 日受付)

氏名	(ひりがな)		生年月日	年 月 日	
				(満 年 ヶ月)	
現住所 (通称名)		市 郡	町 村	TEL	( 方)
区 分	学 校 名	学部 科名	在学(職)期間	で 囲 む	
学 歴	中 学 校			卒 中退	
	高 校			卒 中退	
	大 学			卒 中退	
	そ の 他			卒 中退	
職 歴				退職	
				退職	
				退職 現在	
検定資格免許	資 格 免許等		取 得 年月日	年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
上記のとおり相違ありません。					
平成 年 月 日					
				氏名	印

福岡県田川地区消防組合消防吏員採用試験

受 験 票

受験番号	
ふりがな	
氏 名	

期 日 平成 年 月 日

受付時間

午前 時 分から午前 時 分まで

写真欄

- 1 申込の時写真がないと受けられません。
- 2 写真の裏に名前を書いて貼って下さい。
- 3 ポラロイド写真は不可
- 4 6ヶ月以内の脱帽、正面、上半身
- 5 サイズは  
縦 6 cm、横 4.5 cm
- 6 本人と確認できるもの
- 7 写真は一切お返ししません。

良く読んで下さい  
裏面の受験の心得を

受 験 の 心 得

1 受験の際は、必ず本票を持参し、定刻までにおいでください。  
(本票を持参しない者又は遅刻した者は受験できません。)

2 試験当日は、次のものを必ず持参してください。

- (1) 鉛 筆 ( H B )
- (2) 下 敷
- (3) 消しゴム
- (4) トレーニングウエア、運動靴 ( 体力検査用 )
- (5) スリッパ
- (6) 弁 当

試験会場には、駐車場がありませんので自家用車の乗り入れは、厳禁します。

印の欄は記載しないこと。

## 申 込 書 記 入 の 心 得

- 1 記入事項に不正があると、採用される資格を失うことがあります。
- 2 印の欄以外はもれなく記入してください。
- 3 記入は、青か黒のインクを使用し、かい書ではっきり書いてください。
- 4 住所欄は、同居人の場合は同居先（何々方）まで記入してください。
- 5 学歴欄  
各種学校の学歴は、その他の欄に記入してください。  
就学のため転住している者は在学証明書
- 6 その他  
この申込書の記載事項に不備がある場合は受け付けられません。従って記入後もう一度確認してください。  
その他の問い合わせは、田川地区消防本部総務課総務係  
(電話 田川 44-0650) に連絡してください。

様式第2号（第5条関係）

健康診断書

氏名				生年月日	昭和 年 月 日生
住所					
身長	cm			体重	kg
視力	裸眼	両眼（ ）		矯正	両眼（ ）
		右（ ）			右（ ）
		左（ ）			左（ ）
両眼で0.7未満、一眼でそれぞれ0.3未満の場合は矯正視力を記入してください。					
聴力	右	1000Hz (1 所見なし 2 所見あり)		4000Hz (1 所見なし 2 所見あり)	
	左	1000Hz (1 所見なし 2 所見あり)		4000Hz (1 所見なし 2 所見あり)	
	検査方法	1 オーディオメーター		2 その他	
血圧	~ mmHg			検尿	(タンパク) - ± + ++ +++
心雑音	有 ・ 無				(糖) - ± + ++ +++
既往症		現在症	循環器系とその他 内臓器官		
			運動機能		
			その他の疾病		
意見					
<p>上記のとおり証明します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">医療機関名 医師名 印</p>					

お願い・・・貴所（院）の封筒に入れて封印のうえ、受信者にお渡し下さい。

福岡県田川地区消防組合



様式第4号(第11条関係)

合格証明	階級 氏名	消防 試験に合格	したことを証明しま	す	平成 年 月 日	田川地区消防本部	消防長	印
------	-------	----------	-----------	---	----------	----------	-----	---

